# 小学校教育における共用地管理の視点を取入れた学習内容の検討
## ―ごみステーションの利用と管理の実態に関する調査研究―

Study of Learning Content on Management of Common Spaces in Elementary School
−A Field Study on the Use and Management of Local Garbage Collection Site−

○ 関川　華*1，上森　聖子*2
SEKIKAWA Hana, UEMORI Seiko

In Japan, home economics education in elementary school is the most fundamental stage in a systematic study of housing. However, the living environment addressed by elementary school home economics curricula is confined within the narrow limits of private space. This paper discusses learning content that addresses methods for using and managing not only private spaces but also common spaces. We examined whether it is possible to use local garbage collection sites as teaching material for study of this learning content, via interview surveys on the governing rules and the methods for use and management of local garbage collection sites.

キーワード：家庭科、小学校、共用地、住教育
*Keywords: Home Economics Education, Elementaly School, Common Spaces, Housing Education*

## １．序論
### 1-1 研究の背景と目的

住教育は、家庭、学校、社会において実施されると言われており[文1)]、中でも学校は体系的な住教育ができる場である[文2)]。そのうち小学校家庭科住居領域は、学校で住教育を受ける最初の機会であり、住居に関する基礎的、基本的な態度や科学的認識を形成する段階となる。

小学校学習指導要領解説家庭編[文3)]には、住居領域について、住環境の持続可能性を含めた住生活の自立が明記されている[1)]。それは、私的な空間における住生活の自立はもちろん、地域の共用地のような共的な空間を含めた住環境における持続性に配慮した住生活を主体的に営むことが学習の目標となっていると理解できる。

一方、小学校の現行教科書で扱われているのは「身の回り」という私的な空間が主である[2)]。しかし実際のところ、児童は私的な空間だけでなく、共的な空間にも関わって生活を営んでいる[3)]。

つまり、学習の目標と児童が実生活でかかわる住空間は合致しているが、小学校家庭科住居領域で取り扱われる学習内容は私的な空間にとどまり、学習の目標や実生活と整合していない。よって私的な空間にとどまらない共的な空間を含めた学習内容の再考が求められる。

しかし、共的な空間は、多様な価値観の利用者がいるため、適切な利用と管理は難しい。共的な空間の利用と管理については、それを共有資源として捉え、コモンズ論を取り入れる研究が近年みられる[4)]。そこで本研究では、共的な空間の持続的な利用と管理について、身近な教材から児童が学習できるようにすることを目指す。そのために、児童にとって身近な共的な空間として、地域のごみステーションを取り上げ、その利用と管理の実態を把握することを目的とする。

本研究でごみステーションに着目する理由は以下の通りである。家庭科住居領域において、住宅は規模が大きいためそのままでは教材とならない。また、そもそも住宅には経済状況等、児童の家庭生活の実態が現れやすいことから、児童のプライバシーに配慮した教材開発の必

＊1　岡山大学大学院教育学研究科、講師、博士（工学）
＊2　高梁市立落合小学校、教諭、学士（教育学）
Senior Assistant Professor, Graduate School of Education, Okayama Univ., Dr.Eng.
Teacher, Takahashi City Ochiai Elementary School, B. Ed.

要性が指摘されている[文8)]。そこで、やむを得ず校内の教室や中庭、校庭等を教材とする方法が考えられる。しかし、家庭生活が介在しない教材から家庭生活にかかわる科学的認識を形成することは難しいという限界があり家庭科の目標にそぐわない。それに対し、家庭のごみ捨ては児童にとって卑近な家庭生活にかかわる行為であること、ごみステーションはどの世帯にとっても一般的に徒歩圏に存在し、児童の家庭生活が営まれる身近な地域の共用地であると捉えることができる。また、ごみステーションは地域のものであり、児童の家庭生活の実態を住宅ほど顕著には露呈しない。そこで、家庭生活を改善する実践的な態度を住居領域の学習から獲得するには、教育施設である学校内の空間よりも児童の家庭生活に近接した住空間に着目するほうが適当であると考え、ごみステーションを対象とした。

本研究の目的を達成するため、①小学校家庭科住居領域の学習内容の把握と、②ごみステーションの利用と管理の実態の把握をする。①と②の結果をもとに小学校家庭科住居領域における共用地管理の視点を取入れた学習内容の検討を行う。

### 1-2 既往研究からみた本研究の位置づけ

#### 1）住教育、小学校家庭科住居領域に関する既往研究

執筆者らは既往研究において、小学校の住居領域学習内容について系統的構成が担保されていないという点を指摘している。具体的には、「住居領域では住生活を自立して営む能力と態度を身につけるためには、発達段階に応じてそれらの学習内容が完結し、住生活の自立を支える学習内容の構成を担保する必要がある」と述べている。そのために小学校においても、具体的住生活行為と共にその前提的な住宅の概念を認識させ、更には住生活行為に関するルールについて触れることが、系統性を担保した学習内容の再編に繋がると指摘した[5)]。本研究はその課題を考慮し、住宅の概念、住生活行為、それに関するルールを具体的な教材を通じて認知できるような指導計画の提案が必要であると考えている。

また速水ら[6)]は、学校教育の住教育が消極的になっている背景に、教材の不足等による家庭科住居領域の指導のしにくさ、教員養成のあり方、学習指導要領が示す内容自体が住居領域の指導の手薄さに影響しているとし、学校現場での創造的授業展開の歯止めになってしまっていると述べている。岸本[7)]は、これからの学校教育における住環境教育のカリキュラムについて、物としての住宅とその周辺、それを使う人とその使い方、空間認識の仕方、という3つの柱で構成することを指摘し、児童の生活圏での学習を提案している。

更に、小学校家庭科住居領域に関する既往研究の中で本研究に関連する研究として、高部ら、田中らのものが挙げられる。高部ら[文9)]は、学習指導要領に示されている内容の達成状況に、どのような学習の仕方が影響するのかを解明している。高部らは、健康・安全面、及び消費者教育に関する内容は活用度や、児童の興味・関心が高いために強く意識づけられ、実践に繋がることを示している。田中ら[文10)]は、学校での住環境行動の学習効果を自覚する児童ほど、家庭での実行度が高いこと、また、児童にとって身近な日常行為と結びつく住環境行動の実行度が高いことを示した。そのような児童の住環境活動は、家族の実行度へも影響すると指摘している。

以上の既往研究を受け、本研究は住教育の課題の中で、現行の小学校における住居領域の学習内容の系統的構成の担保を念頭に、教材開発の端緒となる知見を得ようとしている。更に既往研究の成果から、児童の生活圏に応じた住教育の内容開発のため、児童の身近な日常行為に結びつく住生活行為の空間として、地域のごみステーションに着目することの妥当性を再確認できた。

#### 2）住環境の管理へのコモンズ論の適応に関する既往研究

コモンズ論は、G.Hardin[文11)]の論文によって注目されるようになった。それは、環境自体がコモンズ（共有資源）であり、個々の行為主体の利己的な行動によってコモンズが枯渇すれば、自らの利益をも失ってしまうというものである。

それに対してE.Ostrom[文12)]は、コモンズの管理法として自主管理を提案し、自主管理組織によってコモンズを管理させる調査を行った。その結果、自主管理は必ずしも成功するわけではなく、それぞれの参加者が独自の解決策を探すことが大切であると述べている。また高村[8)]は、E.Ostromの自主管理という理論から、山や川等の自然資源だけでなく、地域共同空間が地域住民によって活用され、よりよく管理されるための法のあり方を考察している。

本研究では、地域の共用地をコモンズとしてとらえ、児童が身近な教材から、共用地の概念、共用地を自主管理していくことの必要性、それに関するルールを認知できる系統的な学習内容の検討を試みる。

### 1-3 研究の方法

#### 1）家庭科住居領域の学習内容の把握

まず、学習指導要領の内容を具現化している現行の小

表 1　文献調査の概要

| 教科 | 出版社 | 発行年 | 書　名 | 該当頁 | データ数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭科 | TO 社 | 2015 | 新編新しい家庭 5・6 | 44-51,72-75,80,102-107 | 56 |
| 家庭科 | KA 社 | 2015 | わたしたちの家庭科 5・6 | 25-29,56-58,60-61,74-81 | 51 |

表 2　インタビュー調査の概要

1）調査対象者の属性
　・地区、居住年数、性別、年齢
2）調査対象地の属性
　・場所、空間と物について、地域活動について
3）ごみステーションの形態
　・地域内における配置状況、ごみステーションの仕様、ゴミ回収に使用する物財
4）ごみステーションに関するルール
　・利用のルール、管理のルール、ルールの周知手段

表 3　インタビュー調査対象者の属性

| 町内会名 | 加入世帯 | 対象 | 役職 | 性別 | 年齢 | 居住年数 | 調査日時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北方四日市 | 180 | A 氏 | 御野学区連合町内会会長<br>町内会長（兼任） | 女性 | 60 代 | 約 70 年 | '15/10/27<br>10:25-11:20 |
| 北方東本町 | 770 | B 氏 | 町内会長 | 男性 | 60 代 | 約 40 年 | '15/11/9<br>10:25-11:15 |
| 大和町 1 丁目 | 220 | C 氏<br>D 氏<br>E 氏 | 町内会長<br>リサイクル推進委員<br>リサイクル推進委員 | 男性<br>男性<br>男性 | 80 代<br>70 代<br>70 代 | 約 50 年<br>35 年<br>26 年 | '15/11/10<br>10:50-12:00 |
| 津島土生 | 205 | F 氏 | 町内会長 | 男性 | 70 代 | 16-17 年 | '15/11/10<br>13:30-15:00 |
| 中井町 2 丁目 | 179 | G 氏 | 町内会長 | 男性 | 60 代 | 69 年 | '15/11/12<br>10:00-11:00 |
| 宿 | 360 | H 氏<br>I 氏 | 町内会長<br>副会長 | 男性<br>男性 | 70 代<br>不明 | 35 年<br>不明 | '15/11/13<br>10:00-10:35 |
| 三野 | 462 | J 氏 | 町内会長 | 男性 | 70 代 | 27 年 | '15/11/26<br>13:30-14:35 |

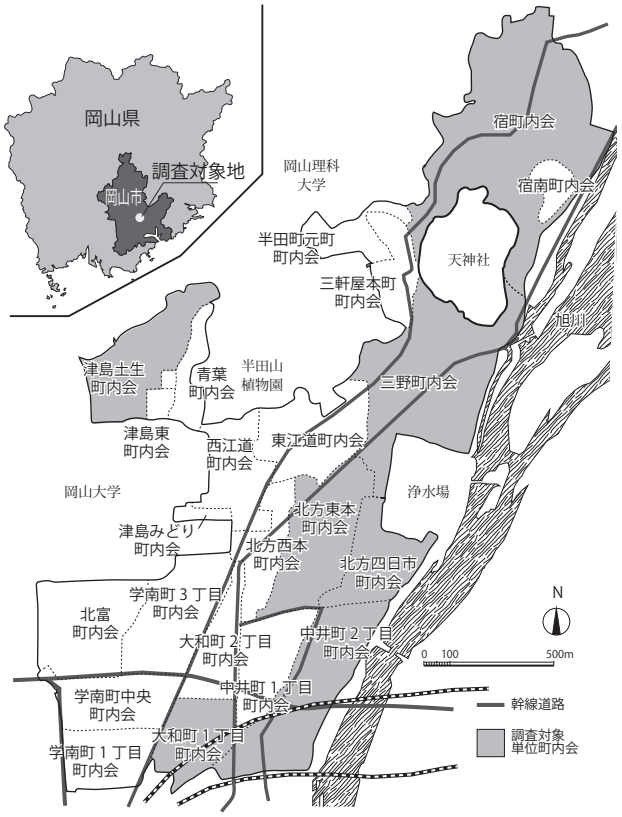


図 1　調査対象地

学校教科書を対象に、家庭科住居領域が取り扱う空間、その空間と児童との関わり方、それに関するルールが、どのように学習内容として構成されているのかを文献調査によって確かめる。

具体的には、2016 年 4 月時点で出版されている小学校家庭科教科書（表 1）の中の住居領域の内容として記載されている本文を全て抜き出し、グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、GTA）[9] を用いて学習内容の構成を分析する。GTA は「現象を構成している概念と概念同士の関係」[10] を解明することができる分析方法であり、学習内容がどのように構成されているかを本質的に明らかにする質的分析手法として適していると考え、採用している。現在小学校家庭科の教科書は 2 社から発行されている。住居領域として設定されている頁からそれぞれ 56、51 文のデータを採取した（表 1）。分析の手順は以下の通りである。抽出したデータに具体的情報（ディメンション）と抽象的情報（プロパティ）を与え、両者からそのデータの内容を表すラベルを付す。近似するラベルをとりまとめてカテゴリ名をつけながら分類する。カテゴリが分類できれば、プロパティやディメンション、ラベルを用いてカテゴリ間の関係を検討し、概念同士の関係性を解明する。

### 2）ごみステーションの利用と管理の実態の把握

次に、地域のごみステーションの利用と管理について理解している人として、単位町内会長を対象に構造化したインタビュー調査を行う。調査内容は、調査対象者の属性、調査対象地の属性、ごみステーションの形態、ごみステーションに関するルールである（表 2）。

調査対象地は岡山市役所市民協働局市民協働企画総務課移住・定住支援室と相談し、単位町内会数が市内で最も多い御野連合町内会を選定した（図 1）。

岡山市の単位町内会は 1,724 組織あり [11]、加入率は 82.2%である。住民自治組織の基礎となる組織となっている。学区・地区連合町内会（以下、連町）は 96 組織ある。概ね小学校区内の単位町内会によって構成されている。町内会の主な活動のうち [12] ごみステーションの管理は、環境美化にあたる。

調査対象地である御野学区連町は、23 の単位町内会からなる連町であり、世帯数は 5,248 世帯である。23 の単位町内会のうち、御野連町会長から 9 名の連町内の単位町内会長を紹介いただいた。結果的に調査の都合のついた 7 単位町内会長（連町会長を含む）が調査対象者で、調査期間は 2015 年 10 月 27 日～ 11 月 26 日である。

調査対象者の基本属性を表 3 に示す。インタビューは御野学区内の岡山市北公民館、宿公会堂で行った。調

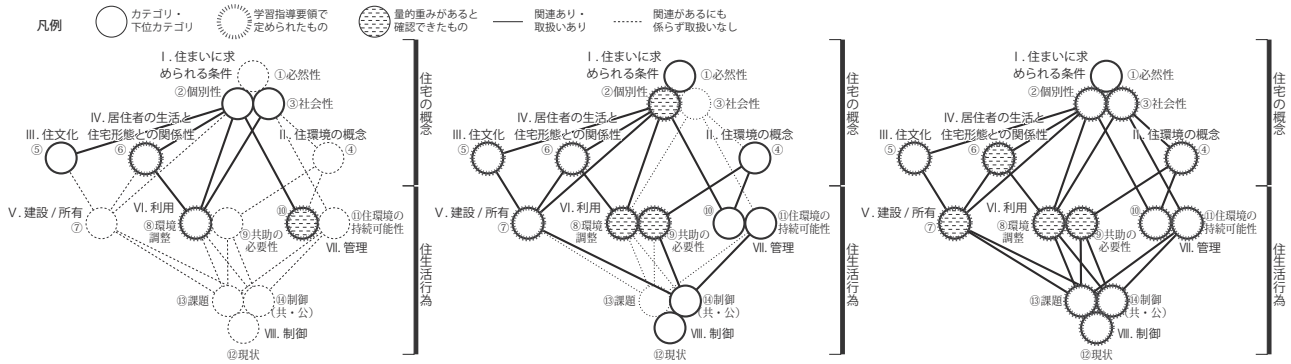


a.小 学 校　　b.中 学 校　　c.高等学校

**図 2　校種別にみた教科書内容の構成（文献 2 の図 5 を一部修正し転載）**

査時に記録したメモと、調査対象者に許可を取り IC レコーダーで録音した音声から対象者の発言を要約して文章化し、データとした。

## 2．家庭科住居領域の学習内容の把握

まず、小中高等学校における小学校の家庭科住居領域の学習内容を確かめる。図 2 より、小学校では住宅の概念の「Ⅳ．居住者の生活と住宅形態との関係性」、そして住生活行為の「Ⅵ．利用（特に環境調整）」及び「Ⅶ．管理」が学習指導要領上、取扱いが義務付けられている。その他の学習内容は、中学校、高等学校へと校種が上がるにつれて補われるというのが現在の家庭科における学習内容の構成の特徴である [13]。

次に、小学校の学習内容を把握する。実際の学校現場で児童に学習内容を教授するために使用されている現行教科書の記述内容を整理、分析したものが表 4 である。具体的情報（ディメンション）数からみると、学習指導要領のとおり、「Ⅵ．利用」の「⑧環境調整」の「環境調整が必要である」という知識と、「Ⅶ．管理」の「⑩管理」の「物の管理が必要」等の知識に関する記述が多い。また、表 4 の具体的学習内容（ラベル）をみると、「Ⅵ．利用」の対象がエネルギーであり、「Ⅶ．管理」の対象は物資である。つまり小学校の住居領域の学習内容は、利用や管理の対象は住空間ではなくエネルギーや物資であり、「身近な消費生活と環境 [14]」の領域が混在していることが確認できる。それに加えて「Ⅰ．住まいに求められる条件」の「③社会性」では、住宅が公共財的側面を持つ社会的な資源であることに触れられておらず [15]、消費生活で取り扱われるエネルギーや物資に関する内容のみが記述されている。

更に、表 4 では、当該カテゴリを説明するために、前

**表 4　教科書における学習内容一覧**

| | 学習内容（カテゴリ※1） | | 具体的情報（ディメンション）の数※2 | 具体的学習内容（ラベル） | 当該カテゴリを説明するために不可欠なカテゴリ |
|---|---|---|---|---|---|
| 住宅の概念 | Ⅰ.住まいに求められる条件 | ①必然性 | 0 | ― | ― |
| | | ②個別性 | 9 | 快適に生活する | ― |
| | | ③社会性 | 29 | 地球全体の環境をまもる | ― |
| | | | | 生活や物財にはエネルギー・資源・労力が必要 | |
| | | | | 資源には限りがあるので効率よく使う | |
| | | | | 快適には過ごすがエネルギーを使わない・社会性と個別性の最適化で住生活の質を向上する | |
| | Ⅱ.住環境の概念 | ④住環境の概念 | 0 | ― | ①,②,③ |
| | Ⅲ.住文化 | ⑤住文化 | 19 | 日本の気候風土 | ①,②,③ |
| | | | | 地域や気候に合わせた生活がある | |
| | Ⅳ.居住者の生活と住宅形態との関係性 | ⑥住要求 | 1 | 住要求に応じた住まい方がある | ①,②,③ |
| 住生活行為 | Ⅴ．建設/所有 | ⑦建設/所有 | 0 | ― | ①~③,④~⑥ |
| | Ⅵ．利用 | **⑧環境調整** | **54** | **環境調整が必要である** | ② |
| | | ⑨共助の必要性 | 0 | ― | ④ |
| | | ⑨'自然エネルギーとの関係 | 9 | 日光エネルギーを生活に利用する | ③ |
| | | ⑨''ルール | 13 | 環境調整機器（冷房・暖房機）の使用方法の注意（延焼予防・換気・電気エネルギーの節約） | ②,③ |
| | Ⅶ．管理 | ⑩'物財と生活の関係 | 21 | 生活には物財が必要 | ② |
| | | | | 生活すると不要品・汚れがでる | |
| | | **⑩管理** | **93** | **物の管理が必要である** | ②,③ |
| | | | | **身の回りを整理整とんする** | |
| | | | | **利用と管理の方法を振り返る** | |
| | | | | **不要品を減らす** | |
| | | | | **掃除する** | |
| | | ⑪住環境の持続可能性 | 0 | ― | ③,④ |
| | | ⑪'ルール | 8 | 汚さない使い方をする | ②,③,④,⑨ |
| | | | | 共用空間の使用者と共に利用と管理のルールをつくる | |
| | | | | 地域のルールに従う | |

凡例　―：なし又は記述なし、○'：追加カテゴリ
※1カテゴリは参考文献2を参考にした。分析の過程でカテゴリの追加が必要であると判断したものについては、追加カテゴリを付加している（例、Ⅵ．利用の「自然エネルギーとの関係」等）
※2データ（文章）から複数のディメンションとプロパティを抽出しながら分析するので、ディメンション数がデータ数を上回っている

提として必要な学習内容を検討している。特に「Ⅱ．住環境の概念」以下のカテゴリについては、「Ⅰ．住まいに求められる条件」が認識されていなければ、なぜ住生活行為を実施するのかという動機が説明できない。そのため、「Ⅰ．住まいに求められる条件」が基礎的、基本的な住生活学習の基礎知識になっていることが理解できる。上記のカテゴリ間の関係性を図示したものが、図3である。住生活行為に関する学習内容は、「Ⅰ．住まいに求められる条件」の学習内容が関係して成立していることがわかる。

しかし、図3をみると、小学校の家庭科住居領域で学習内容として取扱われている（表4）にも関わらず、前提となるべき学習内容が取扱われていない、つまり不足しているカテゴリがみられる。それは、「Ⅶ．管理」の「⑪’ルール」である。前提となる学習内容のカテゴリを表4で確かめると「②個別性」、「③社会性」、「④住環境の概念」、「⑨共助の必要性」である。しかし、実際は「Ⅰ．住まいに求められる条件」の「②個別性」と「③社会性」しか存在しない。「Ⅱ．住環境の概念」や「Ⅵ．利用」の「⑨共助の必要性」が不足している状態になっている。

「Ⅶ．管理」の「⑪’ルール」の具体的学習内容（ラベル）は、「汚さない使い方をする」、「共用空間の使用者と共にしようと管理のルールをつくる」、「地域のルールに従う」という、空間や空間を共用する他者との関係性を学習する、重要な部分である。しかし、「Ⅱ．住環境の概念」[16]が不足していれば、共的な空間の存在等の認識が形成できない。そのため、児童は空間や空間を共用する他者との関係性を論理的に認識することができず、なぜ共的な空間における住生活行為及びそのルールが必要なのかが論理的には理解できない。

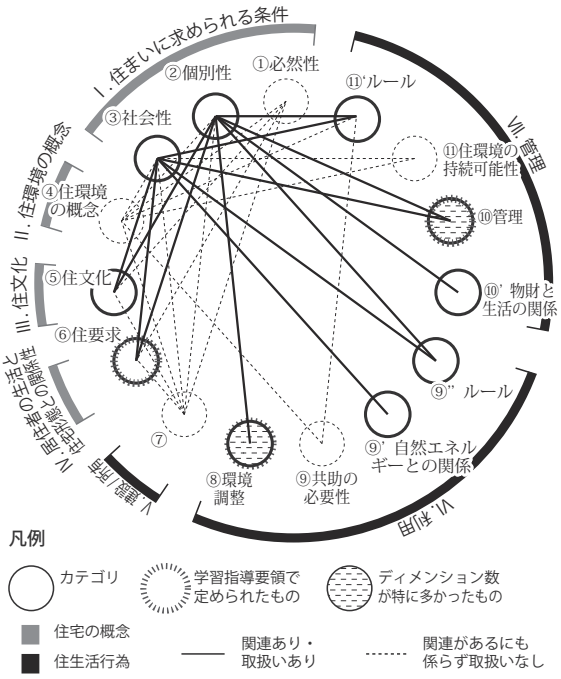


**図3　学習内容の相互の関連性**

以上から、「Ⅶ．管理」の「⑪’ルール」を、現行の教科書の学習内容のみで論理的に説明するには不足する部分があることがわかった。このままでは、児童が他者と空間を共用するためには住生活行為の制御（ルール）が必要であることの認識にはつながらないと考える。

## 3．ごみステーションの利用と管理の実態

### 3-1　調査対象の位置づけ

御野学区と他学区との比較のため、岡山市北区内の学区別人口構成ならびに総人口に占める在学者の割合、総世帯数に占める単独世帯の割合を図4に示す[文18]。北区のうち御野学区は、人口が比較的多い地区である。また、

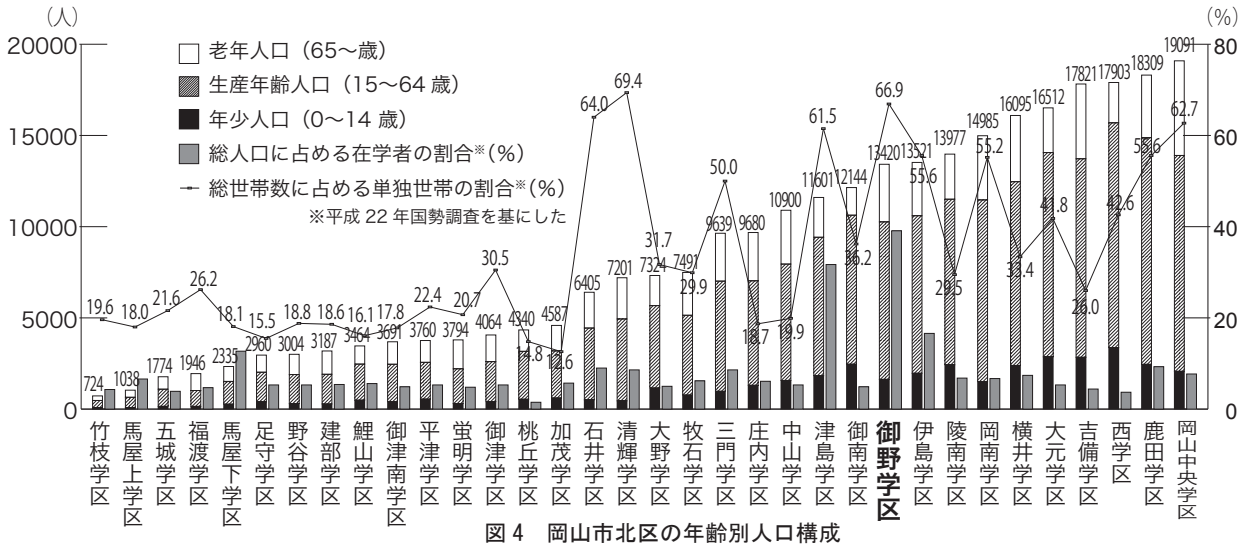


**図4　岡山市北区の年齢別人口構成**

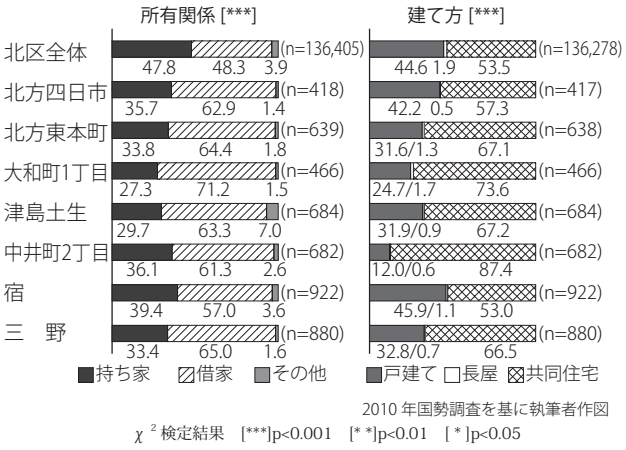


**図 5　調査対象地の住宅の概要**

**表 5　ごみステーションの形態と設置数**

| | A. | B. | C. | D. | E. | F. | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北方四日市 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 7 |
| 北方東本町 | ― | 12△ | ― | ― | ― | 2 | 21 ― |
| 大和町 1 丁目 | ― | ―△ | ― | ― | ― | ― | 10 以上 |
| 津島土生 | ― | ―▲ | ― | ― | ― | ― | 11 |
| 中井町 2 丁目 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| 宿 | 2 | 0 | 0 | 9 | 4 | 3 | 18 |
| 三野 | 2 | 5 | 0 | 0 | 3 | 7 | 17 |
| 計 | 7 以上 | 23 以上 | ― | 10 以上 | 8 以上 | 15 以上 | 91 以上 |

凡例 **A.** 平地 **B.** 平地 +ﾈｯﾄ **C.** 可動式ﾎﾞｯｸｽ **D.** 固定式ﾎﾞｯｸｽ **E.** 屋根なし施工 **F.** 屋根あり施工

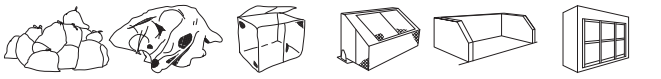

―：不明、 △: 市から支給されたネット、 ▲: 町内会で購入したネット

御野学区は 2 つの大学に隣接する。総人口に占める在学者（小学生、中学生、大学生、院生を含む）は 39.1%と、北区内で最も多いこと、世帯総数に占める単独世帯の割合が北区内で 2 番目に多いことから、御野学区は北区の中でも単身で居住する学生が多いと考えられる。

図 5 は調査対象地の住宅の概要を示している。北区全体でみると住宅の所有関係は持ち家と借家が半分ずつである。調査対象地の住宅の所有関係をみると、北区全体よりも借家の割合が多い。一方、住宅の建て方をみると北区全体では 5 割弱が戸建て、5 割強が共同住宅という比率である。それに対し、調査対象地では共同住宅の割合が北区全体に比べて多く、特に中井町 2 丁目では共同住宅が全住戸の 9 割弱を占めている。

### 3-2　ごみステーションの形態

ごみステーションの形態と町内会別の設置数を、表 5 に示す。現地踏査を行った宿町内会、三野町内会以外の

**表 6　利用のルールについて**

| 町内会名※1 | 認知の程度※2 | 遵守の程度※3 | ルールを守らない住民 | 守られていないルール |
|---|---|---|---|---|
| 北方四日市 | 4 | 4 | 学生<br>町内会未加入者 | ゴミだしの時間、曜日 |
| 北方東本町 | 3 | 3 | 学生 | ゴミだしの時間、曜日 |
| 大和町 1 丁目 | 2 | 3 | 学生<br>単身者 | ゴミだしの時間、曜日<br>不法投棄 |
| 津島土生 | 3 | 4 | 特になし | 特になし |
| 中井町 2 丁目 | 3 | 3 | 単身者 | 分別 |
| 宿 | 4 | 4 | 借家住まいの単身者 | ゴミだしの時間、曜日 |
| 三野 | 3 | 3 | 町内会未加入者 | ゴミだしの時間、曜日<br>分別<br>不法投棄 |
| 平均値 | 3.14 | 3.43 | | |

※ 1 下線は、幹線道路に近接する、または幹線道路が通る町内会
※ 2 認知の程度：1. 知らない　2. あまり知らない　3. まあ知っている　4. よく知っている
※ 3 遵守の程度：1. 守られていない　2. あまり守られていない　3. まあ守られている　4. よく守られている

**写真 1　用水路上に設置されたごみステーション**

単位町内会のごみステーションの形態と設置数はインタビュー調査に基づくものである。形態をみると、「B. 平地＋ネット」、次いで「F. 屋根あり施工」が多い。岡山市では新たなごみステーション設置に 20 万円を上限とする補助金がある。その補助金を活用して新たなステーションを設置しようとする町内会もあるが、設置場所の確保が難しいという意見が聞かれた [17)]。路上に設置すると、通行の邪魔になる、近隣住民の了承を得ることができない等のハードルがあることが理由である。その問題を克服するために、農業用水路の上にステーションを設置する事例がみられた（写真 1）。

### 3-3　ごみステーションの利用の実態

ごみステーションの利用の実態について、対象者に「利用のルールの認知の程度」と「利用のルールの遵守の程度」を「1.」から「4.」の数値で回答してもらった（表 6）。

利用のルールについて、認知の程度は 7 単位町内会中 2 単位町内会が「4. よく知っている」、4 単位町内会が「3. まあ知っている」、1 単位町内会が「2. あまり知らない」と回答している。

遵守の程度は、3 単位町内会が「4. よく守られている」、4 単位町内会が「3. まあ守られている」と回答し、完璧ではないがルールを遵守できていると理解できる。

津島土生の場合は、利用のルールの認知、遵守とも問題は認識していない。大学に隣接している地域で、学生

がボランティア活動で用水路の泥掃除を定期的にしているという。それについて、

*「皆［住民が］その様な［学生が泥掃除をする］姿をみていたら、『水路にごみを捨てたらいかんな』と口で言ったり、回覧したり、市役所がしたりするより効果がある。（津島土生インタビュー抜粋、［］は執筆者が意味を補填するために加筆、以下同様）」*

一方、ルールの認知について消極的評価をした大和町1丁目の場合、

*「町内として一番困っていることは大学生とか単身者のごみの放置、出し方のマナーの悪さ、コンビニ等が近くにある関係で、飲んだものをポイ捨てすること。近所の方の塀の上にごみを置いて行く等、マナーが非常に悪い（大和町１丁目インタビュー抜粋）」*

と、述べている。更に、三野の場合、

*「車が通れる広い道。車で来て、ポイっと置いて…うち［三野］がそれに該当する。〜中略〜道そのものが広い。道の横へすっと車を入れて［ごみを］置こうと思えば置ける。〜中略〜いわゆる町内の人、ここにごみを出すべき人たちはそういうことは絶対にしない。自分に当番が回ってくるわけだから。だけど、通りすがりにポイっと置いていく人が、［ルールを］守らない人ではないかなと想像している。（三野インタビュー抜粋」*

大和町１丁目や三野については幹線道路が隣接または貫通していることから、本来そのごみステーションを利用すべき人以外が、通りすがりにごみを不法投棄していると町内会では考えている。駐車スペースがある所、または、「A．平地」よりもごみを不法に投棄したことが周りから分かりにくい「F．屋根あり施工」のような形態のステーションで見られるという意見もあった。

ごみステーションの管理主体として参加している人については、利用のルールを遵守していると述べられており（三野インタビュー下線部等）、管理への参加と利用の態度には関係があると推察される。

上記のような住民以外の不法投棄以外にも、住民自体がルールを認識していない、守らないという状況がある。ルールを守らない住民層として挙げられたのは、学生、借家住まいの単身者、町内会未加入者である（表6）。町内会未加入者は町内の情報が伝わりにくく、その町内で生活しているという意識が低くなりやすいことが原因であると考えられる。例えば、宿町内会では、

*「どのように［ルールを］周知するか。みんなで集まった時に決めてもアパートの人は出て来ないから。それは基本的には家主がきちんと入居のときに話をしてもらわなければいけないが、なかなか［できない］。だからそういう人たちのため、［賃貸］アパートだけに『こういうルールです』とチラシを配ったりはしている。理解されているかはわからないが、わかっていてもやらないというのが一番困る。（宿インタビュー抜粋）」*

と、述べている。同じ町内で生活していることを意識してほしいと考え、情報伝達をしている状況が把握できた。

### 3-4　ごみステーションの管理の実態

#### 1）管理主体

管理主体について表7に示す。会計等の事務について

**表7　管理のルールの認知および遵守の程度、管理行為の主体、管理のルールの周知方法**

| 町内会名 | 認知の程度※1 | 遵守の程度※2 | 管理行為の主体 | | | 見守りの有無 | | 管理のルールの周知方法 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 事務 | | 労務 | 可燃・不燃ごみ | 資源化物 | 既存住民 | 新規住民 |
| | | | 会計等 | ルールの決定 | 掃除等 | | | | |
| 北方四日市 | 4 | 4 | 町内会 | 町内会幹部<br>各組の幹事 | 各ｽﾃｰｼｮﾝを使うべき利用者が輪番制で | なし | 有り<br>分別指導 | 会報を毎月各戸配布<br>町内会 HP | 会報を毎月各戸配布<br>市のごみ分別冊子を渡す |
| 北方東本町 | 4 | 4 | 町内会 | 町内会役員会 | 各ｽﾃｰｼｮﾝを使うべき利用者が輪番制で | なし | 有り<br>分別指導 | 回覧板 | 引っ越しの挨拶時に組長から直接説明<br>単身アパートの場合は不動産仲介業者に一任 |
| 大和町１丁目 | 4 | 4 | 町内会 | 町内会役員会 | 各ｽﾃｰｼｮﾝを使うべき利用者が輪番制で、<br>近所の人、町内会役員 | なし | 有り<br>分別指導<br>ｽﾃｰｼｮﾝ鍵の管理 | 町内会の議事録<br>当番表配布 | 町内会の議事録<br>当番表配布 |
| 津島土生 | 4 | 4 | 町内会 | 町内会役員会 | 決めていない | なし | 不明 | 総会（年１回）の議事録を回覧、掲示板 | 町内会への加入に関わらず<br>市のごみ分別冊子を渡す |
| 中井町２丁目 | 4 | 4 | 町内会長 | 特になし | 各ｽﾃｰｼｮﾝを使うべき利用者が輪番制で | なし | 有り<br>分別指導 | 特になし | 直接説明<br>市のごみ分別冊子を渡す |
| 宿 | 4 | 4 | 町内会 | 各組 | 各ｽﾃｰｼｮﾝを使うべき利用者が輪番制で | なし | 有り<br>分別指導 | クリーン作戦（地域行事）の際に口頭で伝える | 特になし |
| 三野 | 4 | 4 | 町内会 | 町内会の衛生部 | 各ｽﾃｰｼｮﾝを使うべき利用者が輪番制で | なし | 有り<br>分別指導 | 町内会の議事録を回覧 | 引っ越しの挨拶時に組長から直接説明<br>単身アパートの場合は管理員や近所の人に問題発生時に注意してもらう |
| 平均値 | 4.00 | 4.00 | | | | | | | |

凡例　※1 認知の程度　1. 知らない　2. あまり知らない　3. まあ知っている　4. よく知っている
※2 遵守の程度　1. 守られていない 2. あまり守られていない　3. まあ守られている　4. よく守られている

は町内会が、掃除等の労務についてはステーションを使うべき利用者が輪番制で実施している。例外として中井町２丁目では労務主体は特には決めていない。また、資源化物の回収の際は分別指導のために見守りをする。見守りは市から委任されたリサイクル委員や町内会役員、輪番制で各ステーションを使うべき利用者が担当する。概ね、管理に参加する「各ステーションを使うべき利用者」とは、町内会加入者であり、利用のルールを守らない住民と、ごみステーションの管理主体となっている住民とには相違があるということが明らかになった。

**2) ルールの決定とその周知**

ルールの決定、変更は町内会の役員が行っている場合が多い。唯一、宿では、

*「ルールは、～中略～それぞれの場所で［班］の理事、副理事が班を把握しているから、その辺で決めている。ずっと長い歴史があるわけだから。（宿インタビュー抜粋）」*

と、それぞれの班のガバナンスを尊重し、管理を任せている。

周知方法は、単位町内会によって多様である。既存住民にルールの変更を伝えるには、会報や議事録を配布、回覧する場合もあれば、町内会 HP や地域行事の際に直接話をする場合もあった。新規住民へのルールの周知は入居時に町内会長や組長が直接説明をしたり、岡山市が作成しているパンフレットを渡すだけのところもある。

**3) 管理の実態**

管理のルールについて、認知の程度及び遵守の程度の両者とも「4. よく知っている」、「4. よく守られている」、と全ての対象者が回答している（表 7)。利用のルールに関する回答と比較する為に、t 検定を用いて平均値の差異があるかどうか確認した。まず、利用のルールの認識と管理のルールの認知の程度に関する対象者が評価した点数の平均値はそれぞれ 3.14 と 4.00 であった。それについては、有意水準 0.01 で差があることが確かめられた。また、利用のルールの遵守と管理のルールの遵守の程度に関する対象者が評価した点数の平均値はそれぞれ 3.43 と 4.00 であった。それについては、有意水準 0.05 で差があることが確かめられた。

ここから、利用と管理の間には、そのルールの認知及び遵守の程度に有意差があり、利用のルールは管理のルールよりも認知されておらず、遵守もまたされていないと捉えることができる。

管理のルールについては、掃除当番を輪番制にする、会報や当番表、議事録を確保配布したり、回覧や単位町内会で HP を作って管理のルールを周知する等の工夫をしている町内会がみられた。

## ４．結論

### 4-1　各章から得られた知見

本研究は、共的な空間の持続的な利用と管理について、身近な教材から児童が学習できるようにすることを目的に始められた。明らかになったのは以下の 4 点である。

1) 学習指導要領に示された小学校の住居領域の主な学習内容は、住空間の利用や管理という住生活行為である。現行小学校家庭科の教科書の記述を分析した結果、それら住生活行為の対象は、住空間ではなく、エネルギーや物資である傾向があることが分かった。そのままでは住空間と児童との関係性の学習には発展が難しい。

2) 現行教科書の分析の結果、住居領域の管理の学習において、他者と空間を共用するためのルールが必要であるという、住生活行為の制御の必要性を児童が認識するためには、不足する学習内容があることがわかった。それは住環境の概念に関する内容であり、共的な空間の存在の認識である。

3) 1) 及び 2) で明らかになった課題に対して、児童に取って身近な教材になり得るかどうかを確かめるため、ごみステーションの利用と管理の実態を明らかにした。利用については、ルールについて対象者の評価は、比較的高かったが、完璧にルールを認識したり守ったりされているというものではなかった。利用のルールを守らない人には住民と非住民がおり、住民としては、学生や単身者等の町内会未加入者が挙げられた。町内会未加入者にはルール等の町内の情報が伝わりにくく、またその町内で生活しているという帰属意識が低くなる傾向があると考えられる。また、非住民としては、幹線道路を通る際に不法投棄をする者が挙げられた。

4) ごみステーションの管理については事務的管理は町内会が、掃除等の労務は各ステーションを使うべき利用者が輪番制で実施しているケースが多くみられる。管理のルールについてはよく認識され、よく守られていると回答されていた。利用のルールを守らない住民と、ごみステーションの管理主体とは重複していない。

以上のことから、持続的に他者と空間を共用するため

のルールが守られるには、共用空間の利用者を管理に巻き込むこと、一人ひとりの共用空間への関わり方を教育の側面から底上げすることが求められていることが確かめられた。

しかし、空間を他者と利用するためのルールについては、小学校家庭科の目標と合致し、内容としても存在してはいるのだが、段階的、論理的な理解のための知識の補足が必要となる。そこで、以下、本研究で得られた知見をもとに学習内容の検討を行う。

### 4-2　共用地管理の視点を取り入れた学習内容の検討

#### 1）児童に獲得させたい知識

共用空間の持続性を児童にとって身近である地域のごみステーションを教材にして学習するため、児童に獲得させたい知識の構成を検討する。児童に獲得させたい知識は以下の６つである。

ア．空間は、快適性、保健性、利便性、社会性等の価値を持っている
イ．空間は利用すると、その価値が低減する[18)]
ウ．空間には自分のみが利用する空間と、他者と一緒に利用する空間がある
エ．共用空間を他者と良好に利用するためには、管理する必要がある
オ．管理するためには、ルールが必要である
カ．利用者自身の管理への参加は、空間を他者と良好に利用するためのルールを守ることを促す

まず、以上の知識のうち、「ア」、「イ」、「ウ」の知識については、共的な空間に関わらず、住空間の管理の必然性を認識するためのものであり、第２章で示した「Ⅰ．住まいに求められる条件」の学習内容を補足したものにあたる。それらは住生活行為の動機を説明するものであるため、「エ」以降の知識を獲得させる前に獲得させるようにしなければならない。

また、「エ」、「オ」、「カ」の知識を獲得するために、地域のごみステーションをフィールドワークをする等[19)]して、利用と管理の実態把握することが提案できる。

「エ．共用地を他者と良好に利用するためには、管理する必要がある」という知識については、「誰が管理をしているか」をフィールドワークの視点とすることを提案する。それは住空間の管理主体を知ることで、住空間の荒廃（コモンズの悲劇を起こす）を回避している事実が具体的に理解できるからである。また、「オ．管理するためには、ルールが必要である」という知識については、「誰がルールの変更、決定をしているか」、「どのようにルールを知らせているか」をフィールドワークの視点とすることを提案する。それは、住生活行為にはルールが付随することを理解できるからである。更に「カ．利用者自身の管理への参加は、空間を他者と良好に利用するためのルールを守ることを促す」という知識については、「利用のルールがどのくらい守られているか」と「管理のルールがどのくらい守られているか」、「ルールを守ることができている人、できていない人の特徴、その理由」をフィールドワークの視点とすることを提案する。それにより、利用者参加の住空間の管理は、管理のルールだけでなく、利用のルールを再認識するきっかけになることを理解できるからである。

#### 2）残された課題

本研究では教材となるごみステーションの実態調査や、現行の学習内容等を考慮した上で児童に獲得させたい知識を整理し、学習内容を再考するための基礎的知見を得ることができた。今後は、本研究で得られた知見をもとに、具体的な授業内容の検討、提案が必要である。その際、児童の家庭の自治会への加入状況、住宅の建て方によるごみの収集方法の違い等、児童が置かれた居住形態によって各児童が認識できる事象に違いが出てくることが予測される。その違いをどのように学習内容や授業展開に組み込むのか、場合分けをする等して整理し、授業計画を立てることが求められる。

注

1）住居領域では「住まい方に関する学習を通して、日常の住まい方への関心を高め、住まい方に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身につけ、快適な住まい方を考え工夫する能力を育てることをねらいとしている（p.40 より引用）」と書かれている。その取扱いについては「『D(2) 環境に配慮した生活の工夫』などとの関連を図り展開する（p.41 より引用）」ことが指示されている。文献 3。
2）現行の 2018（平成 26）年版小学校家庭科の教科書をみると、「かたづけよう身の回りのもの[文4)]」（p.25 より引用）や「身の回りの物や生活の場を見つめよう[文5)]」(p.44 より引用) という記載がある。
3）文献 1 において岸本は、「人の生活体験はきわめて、個別的・分断的である。その体験を客観化し普遍化するためには、住宅や居住地の実態を全体像として把握する能力をつけることが、住環境教育の最大の課題でなければならない」と指摘している。p.26、1.38 ～ 41 より引用。
4）文献 6、7 等。
5）文献 2 再掲。
6）文献 8 再掲。
7）文献 1 再掲。
8）文献 6 再掲。
9）文献 13、14、15 等。
10）文献 15、p.29、1.15 より引用。
11）2016 年 1 月 15 日時点。文献 16 より。
12）岡山市役所からの町内会の活動紹介パンフレットによると、町内会の活動は「安全・安心なまちづくり」、「環境美化」、「防犯・交通安全」、「自主防災・互助活動」、「レクリエーション等親睦行事」、

「各種団体の育成、協力」、「広報連絡」、「各種募金への協力」、「町内会加入促進」が挙げられている。

13）執筆者らによる文献2では、小学校、中学校、高等学校までの一連の学習内容の構成を示している。

14）「家庭経営」や「生活管理」と呼ばれる領域に該当する。

15）高田は住宅の質の向上は「住宅・住環境の物的・空間的広がりの中で、様々な段階における個別的価値及び社会的価値を最適化することである」と述べている。文献17、p.23、l.10～13より引用。住宅は公共財的側面をもち、一概に私的財とは言えない側面を持っていると述べている。住宅には社会の要請を受ける側面があり、本研究ではその側面を住宅の社会性としている。

16）「Ⅱ．住環境の概念」として、「住環境は住宅と地域で構成される」、「地域は住宅や個人の集合体である」等の住環境の広がりに関する知識は、中学校以降に出現する。文2、表3より。

17）北方東本町町内会長へのインタビューより。

18）部屋を利用した後、散らかったり、汚れたりして、本来の住宅の価値である安全性、快適性、利便性等が低減する。そこで、物・財、及び空間の価値を保持・向上するための行為である管理が必要となる。

19）フィールドワークは必然的に授業時間数が嵩むが、他教科と連携して時間的制約を緩和したりする工夫が考えられる。他教科の中でごみステーションに関連するものは、第1及び2学年での生活科の内容「(3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。」や第3及び4学年での社会科(内容「(3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。」等が挙げられる。

参考文献


文1）岸本幸臣：住環境教育の将来構想，建築雑誌 Vol.99，No.1217，pp.24～27，1984

文2）関川華，小橋花奈子：家庭科住居領域における学習内容の構成とその体系的再編に関する研究，日本建築学会計画系論文集第80巻第710号，pp.991～998，2015

文3）文部科学省：小学校学習指導要領解説家庭編，東洋館出版，2008

文4）内野牧子ほか34名：わたしたちの家庭科５・６，開隆堂出版，2016

文5）渡邊彩子ほか13名：新編新しい家庭５・６，東京書籍，2016

文6）高村学人：コモンズからの都市再生、ミネルヴァ書房、2012

文7）サキャ・ラタ：ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共用空間の管理システムに関する研究―パタン旧市街地を対象として―，博士（工学）学位論文，京都大学，2013

文8）速水多佳子，関川千尋：学校教育における住居領域の教育システムの有効性について日本家政学会誌 Vol.51 No.4，pp.317～330，2000

文9）高部和子，松田稔樹，東節子，内野紀子，長井梢，岩田光江，吉野宏野，櫻井純子：小学校における家庭科学習技能の開発と指導方法の改善（第3報）―「住居と家族」領域の調査を通して―，日本家庭科教育学誌 第35巻 第3号，pp.63～70，1992

文10）田中稲子，石田悦子，田村明弘，三輪律江：小学校児童を媒介とした住環境行動の家庭への波及効果に関する研究，日本建築学会学術講演梗概集（東北），pp.1109～1110，2009

文11）Garrett Hardin：The Tragedy of the Commons ―The population problem has no technical solution; it requires a fundamental extension in morality，Science，Vol.162，No.3859，pp.1243～1248，1968

文12）トーマス・カリアー，小坂恵理：ノーベル経済学賞の40年（下）「エリノア・オストロム」，中央精版印刷，pp.252～255，2012

文13）バーニー・G. グレイザー，アンセルム・L. ストラウス著，後藤隆ほか2名訳：データ対話型理論の発見―調査からいかに理論をうみだすか―，新曜社，1996

文14）戈木クレイグヒル滋子編：質的研究方法ゼミナール増補版―グラウンデッドセオリーアプローチを学ぶ―，医学書院，2009

文15）戈木クレイグヒル滋子：実践グランデッド・セオリー・アプローチ―現象をとらえる―新曜社，2008

文16）岡山市：町内会・自治会サイト URL www.city.okayama.jp/network.network/network_00053.html，2016.1.15参照

文17）髙田光雄：都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究，京都大学，工学博士学位論文，1991

文18）岡山市：町丁別、男女・年齢別住民基本台帳（2015年3月末）サイト URL www.city.okayma.jp/soumu/bunsho_00243.html，2015.5.12参照